

奨学金貸与事業(平成23年度JASSO年報抜粋)

1 奨学金の貸与

平成23年度の貸与者数は、128万9,629人、貸与金額1兆585億8,875万円であった。この内訳は、第一種奨学金の貸与者数37万9,195人、貸与金額2,564億5,146万円、第二種奨学金の貸与者数91万434人、貸与金額8,021億3,729万円であった。

2 奨学生の採用

(1) 新規採用数

平成23年度の新規採用数は、46万4,045人であった。この内訳は下表のとおりである。また、これらのうち入学時特別増額貸与奨学金の採用数は5万9,032人であった。

(単位：人)

貸与種別	新規採用者	緊急採用/応急採用*	
		緊急採用/応急採用*	東日本大震災を事由とする者
第一種奨学金	139,138	3,643	1,649
第二種奨学金	324,907	2,773	1,003
合 計	464,045	6,416	2,652

*家計急変等による緊急採用は第一種奨学金で、同様の事由による応急採用は第二種奨学金である。(以下同様)

なお、高等学校及び専修学校高等課程の生徒を対象とした奨学金事業に関しては、機構による採用は平成16年度入学者を最後とし、平成17年度入学者から各都道府県に事業移管しており、平成21年度以降の新規採用の実績はない。

(2) 第一種奨学生の採用の概要

第一種奨学生の新規採用者数は13万9,138人で、その内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

学 種	新規採用数	新規採用数		うち予約採用者*	
		区 分	人 数		
大 学	88,275	国公立大	26,778	2,758	9,448
		私立大	54,814		14,036
		公立短大	714		391
		私立短大	5,827		2,428
		通 信	142		-
大 学 院	32,698	修士・博士前期課程	28,742	297	8,714
		(うち法科大学院)	(1,428)		(285)
		博士・博士後期課程	3,956		428
高等専門学校	1,554	国公立	1,483	18	530
		私 立	71		13
専 修 学 校 (専門課程)	16,611	国公立	841	570	379
		私 立	15,770		5,745

*平成22年度に予約採用候補者となっていたもの。(以下同様)

(3) 第二種奨学生の採用の概要

① 新規採用

第二種奨学生の国内の新規採用者数は32万3,099人で、その内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

学 種	新規採用数			うち予約採用者	
	区 分	人 数	応急採用		
大 学	235,171	国公立大	41,791	1,908	27,063
		私立大	169,946		112,612
		公立短大	1,293		1,099
		私立短大	22,141		17,678
大 学 院	13,505	修士・博士前期課程	13,104	117	4,255
		(うち法科大学院)	(815)		(204)
		博士・博士後期課程	401		12
高等専門学校	268	国公立	238	9	-
		私 立	30		-
専 修 学 校 (専門課程)	74,155	国公立	1,795	739	1,039
		私 立	72,360		48,649

② 海外留学奨学金

学位取得を目的として海外の大学等に進学する者を対象とする第二種奨学金（海外）、国内の大学等在学中に海外の大学等に短期間留学する者を対象とした第二種奨学金（短期留学）の新規採用数は1,808人でその内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

貸与種別	学 種	人 数
第二種奨学金 (海外)	大 学	204
	短期大学	141
	大学院	88
	計	433
第二種奨学金 (短期留学)	大 学	1,306
	短期大学	3
	大学院	48
	専修学校 (専門課程)	18
	計	1,375

③ 入学時特別増額貸与奨学金

新規採用者数の内訳は下表のとおりである。

(単位：人)

貸与額	人 数
10万円	4,098
20万円	6,841
30万円	18,251
40万円	3,557
50万円	26,285
計	59,032

(4) 平成24年度に進学予定の奨学生予約採用候補者数

平成24年度に進学予定の者で平成23年度に予約採用候補者となった者は下表のとおりである。

(単位：人)

学 種	貸与種別	人 数
大学・専修学校（専門課程）	第一種奨学生	44,403
	第二種奨学生	270,035
高等専門学校	第一種奨学生	629

(5) 奨学生の状況（継続者数、満期者数など）

平成22年度からの継続者は90万3,925人、平成23年度に採用となったものは46万4,045人であった。また、年度途中で満期、異動で貸与終了となった者は9万1,833人、年度末に満期で貸与終了となった者は33万3,817人となり、平成24年度に継続となる者は94万2,320人であった。

(6) 機関保証制度

平成23年度の本制度への加入件数は22万3,449件であった。このうち、奨学生採用時に本制度を選択した件数は21万9,266件、保証変更（採用当初は人的保証制度で債務の保証をしていた者が、返還完了までの間に機関保証制度に変更すること）は4,183件であった。また、新規採用数に占める割合（機関保証選択率）は46.4%であった。

3 奨学金の交付

奨学金は、原則として毎月、奨学生の指定した預貯金口座に振込送金を行っている。現在、口座振込の契約を行っている銀行は、都市銀行5行、地方銀行64行、第二地方銀行42行、信用金庫271金庫、労働金庫13金庫である。

4 奨学生の補導等

機構奨学金の貸与を受けている学生及び生徒について、奨学生としての資格を確認するとともに、その資質を高めるよう奨学生の補導業務を次のとおり行った。

(1) 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を審査するため、最高学年のものを除いた奨学生を対象として「奨学金継続願」の提出を求め、奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施している。

また、「奨学金継続願」による適格認定以外でも、奨学生として適格性に問題があると認定される事由が生じた場合は、規程等に従い、廃止、停止、警告又は激励の処置を行っている。

なお、奨学生の補導状況に関しては、86ページ第15表のとおりである。

(2) 奨学生の異動状況

奨学生の退学・休学等の異動の状況は、13万8,705件（前年度、12万3,012件）であった（87ページ第16表）。

(3) 「奨学生のおしり」の配付等

奨学生採用時に「奨学生のおしり」を、また、貸与終了時に「返還のてびき」を配付して、奨学生としての心構えや貸与中の手続きと卒業後の奨学金返還の重要性及び連絡事項の周知・徹底を図った。

さらに、ホームページに奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載するとともに、奨学生個人の情報を確認できる「スカラネット・パーソナル」（平成22年7月開設。平成24年3月31日現在登録数：61,347件）についても引き続き運用している。

また、奨学生としての自覚を促すため、奨学金振込日や貸与中の注意事項を記載したポケットカレンダーを貸与額通知書とともに奨学生へ配布した。

(4) 奨学金ガイダンスビデオ等の改訂

奨学金の申込みを希望する学生や奨学金貸与中の学生向けの「奨学生ガイダンスビデオ」と奨学金返還予定者向けの「返還を始める皆さんへ」（DVD）について以下のとおり改訂した。

「奨学生ガイダンスビデオ」は、奨学金の概要及び奨学金の申込みから貸与期間中の諸手続き、貸与終了時の重要事項、卒業後の返還の重要性について説明したものである。平成23年度は、一般免除や家計支持者に関する説明をより適切な表現に見直し、機構ホームページに掲載した。

「返還を始める皆さんへ」は、返還を始めるにあたっての諸手続や、延滞した場合の督促方法、個人信用情報機関への延滞情報の登録、返還期限猶予制度などについて説明したものである。平成23年度は、減額返還制度等の説明をより詳細なものに改善し、ホームページに掲載するとともに返還説明会等で活用した。

(5) 「奨学金ガイド」、「奨学金ガイドブック」の配布

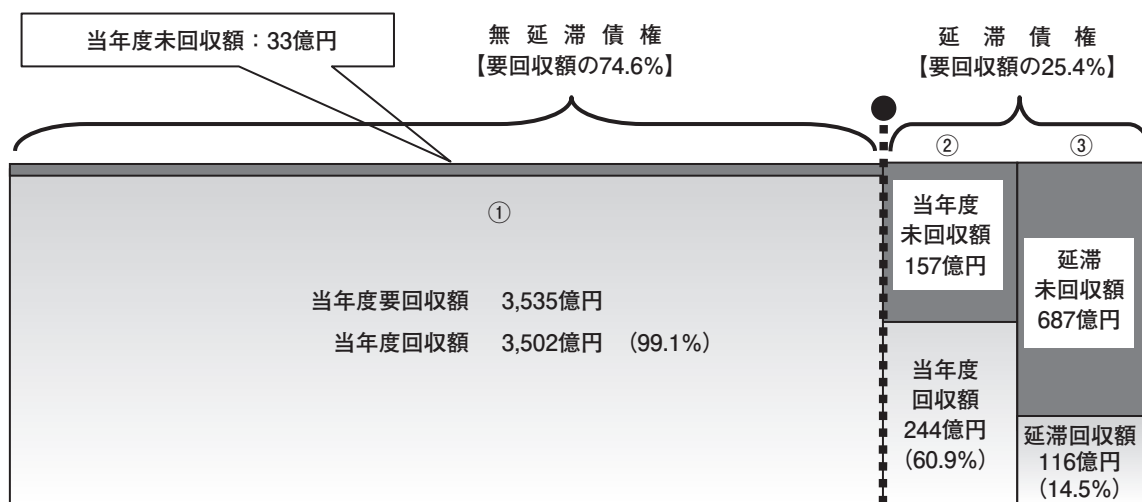
奨学金の採用や貸与月額、返還月額の例等を記載したリーフレット「奨学金ガイド」を10万部作成し、希望に応じて学生・生徒やその保護者、自治体等に配布した。

また、奨学金制度について分かりやすく解説したパンフレット「奨学金ガイドブック」を15万部作成し、全国の高等学校等に配布した。

5 奨学金の返還

(1) 返還金の回収

平成23年度における返還金の回収状況については、下表のとおりである。



1. 区分は当該年度期首における状態である。
2. 上表における「延滞債権」とは、前年度末までに返還期日が到来した割賦が当年度期首に返還されていないもの。
3. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
4. 要回収額及び回収額には、繰上返還額は含まない。
5. () 内の数値は回収率である。

平成23年度		要回収額 (億円)	回収額 (億円)	未回収額 (億円)	回収率
期首無延滞者分	当年度 ①	3,535	3,502	33	99.1%
期首延滞者分	当年度 ②	400	244	157	60.9%
	延滞分 ③	803	116	687	14.5%
	計 (②+③)	1,203	360	843	29.9%
計 (①+②+③)		4,738	3,862	876	81.5%
当年度計 (①+②)		3,936	3,746	190	95.2%

※ 合計額については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

① 返還金全体の回収状況

ア 回収状況

平成23年度において返還を受けるべき額（以下、「要回収額」という。）は、4,738億3,632万円で、内訳は平成23年度中に新たに返還期日が到来するもの（以下、「当年度分要回収額」という。）3,935億7,046万円、平成22年度末までに既に期日が到来していながら延滞となり平成23年度に繰り越されたもの（以下、「延滞分要回収額」という。）802億6,585万円であった。

このうち、平成23年度に返還された額は3,862億1,389万円（回収率81.5%）で、内訳は平成23年度に返還期日が到来する当年度分（以下、「当年度分回収額」という。）3,746億409万円（回収率95.2%）、平成22年度末までに既に返還期日が到来している延滞分（以下、「延滞分回収額」という。）については、116億980万円（回収率14.5%）であった。

この結果、返還期日が到来しているにもかかわらず未返還となっている額（以下、「未回収額」という。）は876億2,242万円、延滞している人員は33万603人であり、前年度末と比較してそれぞれ24億7,079万円増加、1万832人減少した。

なお、平成23年度末における要返還債権額の総額4兆8,204億2,777万円に対し、延滞債権額は4,754億9,806万円であり、そのうち3月以上延滞の債権額は2,647億3,972万円となった。

イ 繰上返還

平成23年度に平成24年4月以降の割賦を繰上返還したものは1,187億3,579万円であった。これを含めて平成23年度に学資貸与金返還金として処理した額（返還額）は、元金5,049億4,968万円、利息274億5,614万円であった。

なお、平成22年度以前に繰上返還された額のうち、平成23年度分の割賦に該当するものを考慮した場合の返還率は83.7%であった。

② 第一種奨学金

ア 回収状況

要回収額は、2,244億6,820万円で、内訳は当年度分要回収額1,742億3,100万円、延滞分要回収額502億3,720万円であった。

このうち、返還額は、1,726億3,836万円（回収率76.9%）で、当年度分回収額については1,665億1,176万円（回収率95.6%）、延滞分回収額については、61億2,659万円（12.2%）であった。

この結果、未回収額は518億2,985万円、延滞している人員は16万1,813人であり、前年度末と比較してそれぞれ15億8,373万円減少、1万6,305人減少した。

なお、平成23年度末における要返還債権額の総額1兆6,803億4,458万円に対し、延滞債権額は1,569億6,166万円であり、そのうち3月以上延滞の債権額は1,011億6,099万円となった。

イ 繰上返還

平成23年度に平成24年4月以降の割賦を繰上返還したものは273億8,952万円であった。これを含めて平成23年度の返還額は2,000億2,788万円で、前年度と比較して、43億1,635万円増加した。

ウ 報奨金制度

平成16年度以前の採用者については、最終の返還期日の一定期限前までに返還残額の全額を一度に返還し、返還完了となった場合に、最終の返還金のうち繰上返還となる金額の一定割合に相当する金額を報奨金として支払うこととしている。平成23年度の報奨金支払は、1万5,004人に対し11億4,981万円であった。

なお、平成17年度採用者より、報奨金制度は廃止された。

③ 第二種奨学金

ア 回収状況

要回収額は、2,493億6,811万円で、内訳は当年度分2,193億3,946万円、延滞分300億2,865万円であった。

このうち、返還額は、2,135億7,554万円（回収率85.6%）で、内訳は当年度分回収額については、2,080億9,233万円（回収率94.9%）、延滞分回収額については、54億8,320万円（回収率18.3%）であった。

この結果、未回収額は357億9,258万円、延滞している人員は16万8,790人であり、前年度と比較してそれぞれ40億5,452万円増加、5,473人増加した。

なお、平成23年度末における要返還債権額の総額3兆1,400億8,319万円に対し、延滞債権額は3,185億3,640万円であり、そのうち3月以上延滞の債権額は1,635億7,873万円となった。

イ 繰上返還

平成23年度に平成24年4月以降の割賦を繰上返還したものは913億4,627万円であった。これを含めて平成23年度の返還額は、元金3,049億2,180万円、利息274億5,614万円であった。

(2) 返還金の請求・督促

① 口座振替による返還

奨学金の返還は預貯金口座からの口座振替によって行う（リレー口座）こととしている。このリレー口座（返還者本人名義以外の口座でも可）の加入人員は、平成23年度末で314万3,569人（都市銀行98万6,637人、地方銀行96万7,410人、信託・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫34万5,873人、ゆうちょ銀行84万3,649人）となった。

口座の残高不足等により、振替不能が生じた場合は「振替不能通知」を送付するとともに、業者委託による電話での督促（第一種奨学金47万9,780件、第二種奨学金79万6,243件）を行い、翌月の振替日（27日）に再振替が可能となるように指導を行った。なお、口座振替が延滞なく行われているものに対しては、年に1度振替案内（返還残額や次回振替額等を記載）を送付しており、平成23年度においては197万6,168通の振替案内を送付した。

② 口座振替制度以外の返還

口座振替を義務化する以前からの返還者でリレー口座に加入していないものや義務化後の返還者で延滞となっているもの（回収委託対象者を除く）に対しては、払込用紙を利用する返還方法としている。

ア 延滞していないもの

返還通知書10万7,381通を送付した。内訳は第一種6万387通、第二種4万6,994通である。

イ 延滞しているもの

返還通知書（支払督促申立予告書を含む）90万4,988通を送付した。内訳は第一種55万4,619通、第二種35万369通であった。このうち第一種14万6,768件、第二種12万2,518件に対しては、請求書の送付と併せて、電話による督促を行った。

(3) 債権回収業者による回収状況

① 延滞初期の委託

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言（平成20年6月）を踏まえ、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3月となった債権について、債権回収業者に委託期間を定めて回収委託を実施している。

平成23年度においては7万296債権を委託した。このうち、回収委託期間中に入金があったが延滞を解消できないものについては、回収を継続して進めるための回収委託を継続することとし、平成23年度は、2,954債権が、継続回収委託に移った。また、回収委託期間中に一度も入金がないものや委託中に入金が止まり、延滞期間が長くなった債権については、順次法的処理や代位弁済請求手続きに移行した。

② 延滞期間が中長期となっているものの回収委託

延滞期間や入金なし等が一定期間続いた場合には回収委託によって回収することとし、年に複数回収委託を実施している。

平成23年度においては、4月に平成22年10月から委託を行っている債権と同一条件（委託時点で延滞4年以上8年以下で6ヶ月入金なし）に該当する債権について、平成24年1月まで回収委託を実施した。（1万2,961債権）。また、委託時（平成23年4月）に延滞2年半以上4年未満で6ヶ月以上入金がない債権（1万3,455債権）については、平成24年2月まで回収委託を実施した。

さらに、新たに網羅的な回収委託（定期的に一定条件に該当するものを委託すること）の一環

として、委託時に延滞3年以上8年未満の6ヶ月以上入金がない債権（1万5,020債権）について、平成24年2月から平成25年2月（予定）までの間、回収委託を実施している。

回収委託期間中に入金があったが延滞を解消できないものについては、回収を継続して進めるための回収委託を継続する。継続回収委託に移った債権は下表のとおりである。また、回収委託期間中に一度も入金がない債権については、順次法的処理に移行した。

継続委託期間	当初委託年月	延滞状況	継続委託数
平成23年4月～ 平成24年2月	平成21年11月	延滞3年以上5年未満	4,003債権
	平成22年1月	延滞5年以上8年未満	
平成24年3月～ 平成25年2月	平成21年11月	延滞3年以上5年未満	8,618債権
	平成22年1月	延滞5年以上8年未満	
	平成22年10月	延滞4年以上8年以下	
	平成23年4月	延滞4年以上8年以下	
	平成23年4月	延滞2年半以上4年未満	

※「延滞状況」は、当初委託時の状況である。

※平成24年3月継続委託開始の対象者には、平成23年4月継続委託開始の対象者も含まれている。

(4) 法的措置

平成23年度においては、人的保証債権のうち返還督促を重ねても返還に応じない延滞9月以上で特に必要と認められるもの12,426債権に対して、法的措置をとることを予告する「支払督促申立予告書」を発送した。

また、これまでに支払督促申立予告を行ってもなお返還に応じない債権等に対して、「支払督促申立」を10,005債権、「仮執行宣言付支払督促申立」を2,754債権に対して行った。さらに、これまでに既に債務名義を取得した債権のうち、債務の履行がなかったものについて、「強制執行予告」を3,683債権、「強制執行申立」を355債権、「強制執行」を135債権に対して行った。

(5) 住所調査

機構からの郵便が返戻となったもの等について、連帯保証人及び役場等に住所確認のための調査・照会（延べ32万8千件）を行い、住所不明の削減に努めた。

また、返還者の住所情報等を把握するため、学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から、年3回必要な卒業生の住所情報の提供を受け調査を行い、判明した新住所を登録した。

(6) 在学猶予

在学猶予とは、奨学金の貸与終了後に大学・大学院等に在学する場合、届出によって在学期間中の返還期限を猶予する制度である。平成23年度においては、14万973件の在学猶予を承認した。

(7) 減額返還・一般猶予

経済的理由によって返還が困難な場合には、減額返還及び返還期限の猶予（在学猶予に対して一般猶予と呼ぶ）を願出に基づいて審査し、承認している。

減額返還とは、経済的理由から当初の約定通りの返還は難しいが半額なら返還を継続できるという返還者について、一定の基準を満たしている場合に願出に基づいて適用される制度である。返還

者の負担軽減、返還の確保と延滞の抑制を目的として平成23年1月に創設された。平成23年度においては、5,987件を承認した。

一般猶予とは、災害・傷病・経済困難・失業等によって奨学金の返還が困難になった場合に、一定の基準を満たしていれば、願出に基づいて、奨学金の返還期限を猶予する制度である。平成23年度においては、10万8,362件を承認した。

(8) 奨学金の返還免除

① 第一種奨学金

ア 死亡又は精神若しくは身体の障害による免除

平成23年度における死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除は、554件、7億50万円であった。

イ 特別免除

平成9年度以前に大学、高等専門学校に入学し、第一種奨学生であったもの及び平成15年度以前に大学院で採用された第一種奨学生であったものが、一定の条件の下で教育職又は教育研究職については、所定の願出により奨学金の返還が免除される。

平成23年度における特別免除は、8,062件、157億503万円であった。

また、免除職に就職して将来特別免除を受ける資格を得るまでの期間、返還の特別猶予を受けているものは、23年度末現在で8万698件、2,120億3,911万円となった。

ウ 特貸免除

特別貸与奨学生であったものが一般貸与相当額を返還完了した場合、その残額の返還が免除される。

平成23年度における特貸免除は523件、1億1,643万円であった。

エ 業績優秀者免除

大学院第一種奨学生として平成16年度以降採用された学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものとして機構が認定したのについて、奨学金の全部又は一部の返還が免除される。

平成22年度中に貸与終了したものの中から、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（58ページ参照）の審議を経て、9,866人、145億37万円について免除認定した。

② 第二種奨学金

平成23年度における死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除は621件、11億3,047万円であった。

(9) 機関保証加入者の代位弁済の状況

平成23年度に受けた代位弁済は、3,899件、73億5,303万円であった。この内訳は第一種奨学金697件、10億3,085万円、第二種奨学金3,202件、63億2,219万円であった。

6 奨学金返還促進策

奨学金返還促進策については、「奨学金の返還促進策に関する有識者会議」の提言（平成20年6月）や返還促進策等検証委員会（56ページ参照）の審議を踏まえて以下のとおり取り組んでいる。

(1) 初期延滞における回収委託の推進

早期における督促の集中的実施を図るため、民間の債権回収会社への回収委託の推進等を実施した。

(2) 個人信用情報機関の活用

平成22年度から開始した個人信用情報機関の活用については、機構において、延滞に陥った者に対し、通常の振替不能通知に加え、文書等による登録予告の通知を行うなど適切な指導を行った。その上で延滞3ヶ月以上の者に限り情報を登録した。

(3) 法的処理による回収

法的処理については、「平成23年度法的処理実施計画」に基づき、初期延滞債権や中長期延滞債権に係る回収委託終了分等を対象に実施した。

(4) 学校との連携強化

学校との連携強化による学生の返還意識の涵養などの改善方策についても順次実施した。

(5) 返還促進策等検証委員会

返還促進策の効果について、外部有識者や金融機関関係者からなる返還促進策等検証委員会において検証を行った。また、総回収率の目標82%の妥当性について、外部シンクタンクの分析結果等を踏まえて審議を行い報告書を取りまとめた。

(6) 東日本大震災への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災に関して、発生直後から被災地域の返還者に対して、①督促架電の停止、②回収委託による督促の停止、③支払督促申立予告の停止、④代位弁済請求の停止、⑤(震災を事由とする)返還期限の猶予(一般猶予)承認、⑥(震災を事由とする)減額返還承認といった対応を行った。

7 機関保証制度検証委員会

『「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案』(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)を踏まえ、外部有識者や金融機関関係者等からなる機関保証制度検証委員会(57ページ参照)において、機関保証の妥当性等を審議し報告書を取りまとめた。なお、機関保証制度の収支の健全性については、外部シンクタンクの分析結果等を踏まえて審議を行った。

8 奨学業務連絡協議会等

(1) 奨学業務連絡協議会

大学等の奨学事務担当者に対し、平成24年度奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点などの説明や返還の重要性の理解を深めるため返還金回収促進の具体的方策の説明を実施した。

[平成23年度説明会開催状況]

地区	実施日	会場	出席校
北海道	平成24年2月15日(水)	ホテルライフオート札幌	117校
東北	平成24年2月13日(月)	パレスへいあん	160校
関東・甲信越	平成24年2月1日(水) 2月2日(木) 2月23日(木)	東京国際交流館プラザ平成	801校
東海・北陸	平成24年2月22日(水)	名古屋市公会堂	301校
近畿	平成24年2月6日(月) 2月7日(火)	チサンホテル新大阪	468校
中国・四国	平成24年2月20日(月)	広島ガーデンパレス	175校
九州・沖縄	平成24年2月17日(金)	九州大学医学部百年講堂	298校

(議題)

- ① 平成23年度奨学生採用状況
- ② 平成24年度奨学金貸与事業(予算案)
- ③ 奨学金貸与業務について
- ④ 奨学金返還業務について
- ⑤ 業務・システム最適化等に伴う変更点
- ⑥ その他

(2) 奨学金学校事務担当者(初任者)研修会

学校との連携を一層強化するため、平成22年度から、各学校の奨学金事務担当のうち初任者を対象とした研修(初任者研修会)を実施している。平成23年度においては、昨年度に比べて開催地区及び開催回数を増やして、主に4月以降に新たに担当となったものを対象として開催した。

[平成23年度研修会開催状況]

地区	実施日	会場	出席校
東京	平成23年8月9日(火) 8月10日(水) 8月11日(木)	東京国際交流館プラザ平成	365校
大阪	平成23年8月25日(木) 8月26日(金)	天満研修センター	308校
福岡	平成23年8月12日(金)	九州大学医学部百年講堂	103校

(3) 奨学金学校事務担当者採用業務研修会

学校との連携を一層強化するため、平成23年度から、各学校における奨学金採用事務の実施時期に合わせ、平成24年度奨学生採用業務に特化した研修会を開催した。

[平成23年度研修会開催状況]

地区	実施日	会場	出席校
東京	平成24年3月15日(木) 3月16日(金)	東京国際交流館プラザ平成	685校

※ 平成24年3月16日(金)については、学校の要望が多かったことにより、午前・午後の2回開催。

9 東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関して、緊急・応急採用及び減額返還・返還期限猶予制度の周知のため被災地直行壁新聞及び東北3県（宮城・岩手・福島）のラジオ局によるCM放送により周知を図った。また、学校等へ通知文を発送し、ホームページ上で随時情報提供を行った。さらに、震災対応として以下の見直しや対応を行った。

(1) 緊急採用奨学金制度の改正

貸与始期を家計急変事由発生日まで遡及し、貸与終期を修業年限まで継続可能とするよう改正した。

(2) 減額返還・返還期限猶予の柔軟な取扱い

申請書、証明書等が取得困難な返還者への対応を行った。

(3) ホームページに災害関係の特設ページを開設

返還期限猶予・奨学金貸与に係るQ&Aや大学、民間団体等が実施する被災学生等に対する奨学金等の情報をホームページに掲載した。

(4) 進学、修学の機会を失わないための対応

大学等予約の受付期間の追加、定期採用受付期限の延長、修業年限の終期を超えて在学する者（内定取消者等）の在学期間中の第二種奨学金貸与を行い、利用の便を図った。

(5) 返還者への対応

被災地域の返還者については、督促架電、回収委託による督促、法的処理、代位弁済請求を停止し状況確認のうえ適宜対応した。また「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応について、平成23年8月22日適用開始を踏まえ、東日本大震災の被災者等からの相談に対応した。

10 奨学金業務・システムの最適化

「奨学金業務・システム最適化計画」（平成20年3月31日公表）に基づき、平成22年1月から平成23年12月までの間に、新・奨学金業務システム（JSAS：JASSO Scholarship Application System）の設計・開発・並行運用テスト・移行処理を行い、平成24年1月より「JSAS」の本格的な運用を開始した。「JSAS」への切替えについては、混乱なく適切に実施するために以下の取組みを行った。

(1) 学校担当者向けシステム操作説明会の開催

地区	実施日	会場	出席数
東京	平成23年8月22日（月） ～8月24日（水） 平成23年9月21日（水）	東京国際交流館プラザ平成	1,080名
札幌	平成23年8月26日（金）	北海道大学学術交流会館	157名
仙台	平成23年9月16日（金）	東北大学川内萩ホール	194名
名古屋	平成23年9月5日（月）	名古屋大学豊田講堂	336名
京都	平成23年9月13日（火）	京都大学百周年時計台記念館	207名
大阪	平成23年9月14日（水）	大阪大学コンベンションセンター	385名
広島	平成23年9月6日（火）	広島市東区民文化センター	207名
福岡	平成23年9月1日（木）	九州大学医学部百年講堂	300名

(2) 学校担当者向け新機能操作実習の実施

平成23年9月26日から10月7日に、学校担当者向けの新システムの試行用操作環境を提供した。(参加校753校)

(3) 機構職員向け研修会の実施

平成23年11月15日から11月22日に機構職員向けに新システムの各機能の説明会を実施した。また平成23年11月21日から12月20日には実際に操作することが可能な環境を提供した。

(4) 並行運用の実施

平成23年5月から12月の期間に、当時稼動していた奨学金業務システム（イクシス）と新・奨学金業務システム（JSAS）の同一月での振込処理や振替処理等の処理結果の比較を行った。その結果、件数・金額等の処理内容に相違のないことを確認した。

(5) 業務・システム最適化検証委員会の開催

新システムへの切替えにあたり、開発及び準備状況等の検証のため業務・システム最適化検証委員会を設置し、第1回を平成23年11月2日、第2回を12月1日、第3回を12月20日に開催した。その結果、業務・システム最適化検証委員会では、当初の予定通り平成24年1月から新システムへの切替えが可能である、という内容でのとりまとめを行った。

(6) 業務・システム最適化委員会の開催

平成23年12月26日に第11回業務・システム最適化委員会を開催し、業務・システム最適化検証委員会でとりまとめた報告内容等に基づき、新システムへの切替えの最終確認を実施した。

(7) データ移行処理の実施

平成23年12月24日から平成24年1月3日に、旧システムから新システムへのデータ移行処理を実施した。

(8) 新システムへの切替え

平成24年1月4日から新・奨学金業務システム（JSAS）の運用を開始した。